

館山市広報

発行所 館山市役所
館山市北條1087番地
電話館山67.68.188番

○(綴つて保存して下さい)○

改正選挙法

戸別訪問は全面禁止

公職選挙法の改正案

は去る七月三十日衆参
両院を通過成立し、今
回の衆議院総選挙に對
する法制面の準備態勢
は確立されたのです。

今度の改正法の最大
の狙いは「金のかから
ない選挙」の實現に際
かれており、今後施行
される各種選挙に際し
ての選挙運動は従來に
較べて大巾に制限され
ることになりました。

一、未成年者の選挙

未成年者、つまり二十
才未満の者を選挙に使
うことは、選挙事務所
の排除とか、葉書の整
理とかというような單
純な勞務提供の場合の
他は一切禁止されまし
た。従つて應援演説な
どは禁止された譯で學
生諸君にとつては、有
力なアルバイトの口が
一つ閉ざれることにな

りました。

一、戸別訪問と署名
運動

戸別訪問は今まで原則
として禁止され、ただ
「候補者が親族・平素
親交の間柄にある知己
・その他密接な間柄に
ある者を訪問する場合」
に限り例外として
許可されていたのです
が、この程度でも矢張
り買収に利用されると
いうので、この例外規
定も削つて一切禁止さ
れました。従つて候補
者は、選挙運動期間中
はるくに親類つきあい
もできないことになり
ます。また署名運動も
街頭でやることも戸別
に訪問してやることも
一切禁止されました。

一、選挙運動用ポス ターの制限

候補者の名前・寫眞な
どを載せた所謂「選挙
運動用ポスター」は従
來一人につき三千枚認
められていましたが、

これを衆議院の場合に

は選挙事務所・演説會
場などにはるものと、
個人演説會の告知用の
ものとを除いて一切禁
止し、その他の選挙に
ついても枚数を減しま
した。

その代り個人演説會告
知用のポスターは千二
百枚(衆議院及び参議
院地方區につき)認め
られることになりました。

一、連呼行爲の制限

ポスターとならんで選
挙のシンボルのようにな
つていた「離々先生
に滑き一票を」の連呼
行爲も、街頭演説用の
標旗を掲げて選挙運動
用の車や船の上で行う
場合のほかは、一切許
されず、しかもその標
旗は候補者一人につき
一本しか認められませ
ん(参議院全國區は十五
本)。

従つて連呼行爲のでき
るのは實際上候補者一
人につきただ一台の車
であつて選挙戦は全く
静かな戦いとなりま
す。

一、演説會制度の強 化

改正法では金のかかる
選挙運動を制限した代
りに、金のかからない

市民税第二期

九月三十日限り

納期限までに市金庫に納付され
た方には、その場で一副納税報
償金を交付します。
(印鑑持参のこと)

公營立會演説會の開催
度敷を擴充しました。
また衆議院及び参議院
地方區については、個
人演説會を六十回認め
ることにしました。

一、選挙費用

上述のように改正法で
は、徹底的なべからず
主義によつて選挙費用
の削減が計られたので
すが、選挙法で認めら
れた選挙前二十五日間
の運動期間中に使われ
るものは極く一部分に
すぎず、大半はそれ以
前にいわゆる「事前運
動」の費用として使わ
れるのです。
従つて選挙運動期間中
の各種運動をいくら縛
つてみたところで、大
局からみれば大して簡
約にはなりません。勿
論こうした事前運動は
選挙法では禁止されて
おりますが、その取締
りは事實上非常に困難
とされております。で
すからこうした見地か
ら言えば結局選挙民の
間に公明選挙實踐の機
運がみなぎらない限り
「金のかからない選
挙」は期待できないと
いうこととなります。

公明選挙標語

正しい選挙で
明るい日本

固定資産課税臺帳の縦
覧期間と登録事項に関
す審査請求期間のお知
らせ

固定資産課税合帳の縦
覧期間は昭和二十七年
十月一日から全年十月
二十日まで
審査請求期間は昭和二
十七年十月一日から全
年十月三十日まで
場所は館山市役所です
なお期間を過ぎますと
縦覧又は審査の請求は
できません。

十月執行される選挙

- 十月一日 衆議院議員選挙
- 同日 最高裁判所裁判官国民審査
- 十月五日 千葉縣教育委員会委員選挙
- 同日 館山市教育委員会委員選挙
- 同日 館山市議会議員補欠選挙

基本選挙人名簿

九月十五日現在で調製

公職選挙法第二十條の規定によつて本年九月十五日現在で本市の區域内に引つゞき三箇月以來住所を有する者の選挙資格を調査して十月三十一日までで選挙人名簿を調製します。

選挙権を有する者の資格要件は次のとおりで調査は市の吏員が各町内會に出張して戸別にを行います。

イ、日本国民であつて年令滿二十年以上の者(昭和七年十二月二十一日以前生れ)

ロ、九月十五日現在に引つゞき三箇月以來本市の區域内に住所を有する者(本年六月十六日以前から住所を有している者)

右の要件を具備していても左の各號の一に該当する者は選挙権がない

一、禁治産者

二、禁こ以上の刑に處せられその執行を終るまでの者

三、禁こ以上の刑に處せられその執行を受けることがなくなるまでの者(法律の定

めるところにより行われる選挙・投票及び國民審査に關する犯罪に因る刑の執行猶豫中の者を除く)

調査は九月十五日から十日間(二十五日まで)

殉國の御靈安かれ

戦歿者追悼式舉行

本市においては來る九月二十一日午前十時から北條小學校において日清戦争以來の市内戦歿者九百餘柱の追悼式を行うことになり近日御遺族に案内状を發送致します。

漁業調整委員の選挙資格者の申請

九月十五日から二十日まで

漁業法第八十九條の規定によつて海區漁業調整委員會委員の選挙資格を有しているものは選挙管理委員會にその旨を申請することになつています。選挙管理委員會は、その申請に基いて選挙人名簿を調整します。申請の期間・方法・選挙資格については次のとおりです。

一、申請期間

九月十五日から二十日まで

二、申請の方法等

九月十五日から二十日までの間に市の吏員が申請書を持つて該管者のいる家庭に伺つて申請のあつせんを行います。

三、選挙権の要件

年令二十年以上(昭和七年十二月二十一日以前生れ)の者

◎ 本市の區域内に住所又は事業場を有する者

◎ 右の要件を具備して一年に九十日以上漁船を使用する漁業者又は漁業者のため漁船を使用して水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者

◎ 一年に九十日以上採漁漁業若しくは採貝漁業を営み又はこれらに採漁若しくは採貝に従事する者

ハ、漁業協同組合又はその連合會の役員となつたため前イ、ロに該當しなくなつた者でその役員に就任する際に前イ及びロの要件を充足している者

四、その他

◎ 法人・個人を問はない

◎ 専業・兼業であるを問はない

但し、趣味・娯樂等職業と認められないものを除く。いわゆる生業として漁業を営み又は従事する者

外国人登録證明書の切かえについて

二十七日

外国人登録法の施行にともない、現在外国人の皆様が所持しておられる外国人登録證明書を左記の期間内に新しい登録證明書と切かえすることになりました。

切かえの期間(一ヶ月)

自昭和二十七年九月二十八日 至同十月二十八日

切かえに際しては寫眞(切かえ日以前六ヶ月以内に寫した名刺現の無帽正面上半身のもの)が三枚必要です。なお昭和二十七年九月二十八日現在で滿十四歳にならない者の寫眞は必要ありません。

団体等規正令の廢止

終戦後ボツダム宣言の受諾に伴い各種の法令が施行されていきました。が講和發効と同時にこれらのボツダム法令の大半は効力を失いました。公職追放令は本年四月二十一日廢止され、団体等規正令は破壞活動が

あることと一年に九十日以上という日數には資料の購入・漁獲物の販賣・漁具の手入等に要する日數を含めるものである

◎ 漁船を使用するとは、直接漁船を使用することを要しないその漁業をするために漁船が使用されるものであればよい

例をば、海苔養殖・採取に従事する者、地曳網の曳子等は漁船を使用する漁業に従事する者である

委しいことは申請のあつせんに向う市吏員に尋ねて下さい。

漁業調整委員

無投票當選

内房總海區漁業調整委員の選挙は競争者がなかつたので八月十三日

無投票で左記の七氏が當選しました。

- 富浦町原岡三
- 勝山町加知山三
- 大貫町岩瀬一、三
- 館山市市川名喜
- 保田町吉濱三
- 大貫町小久保三
- 宮津町篠部貞

- 松井良藏
- 福岡寅松
- 榎本吉太郎
- 小倉喜八
- 山口卯之助
- 山口卯之助
- 馬場甚吾

松井良藏、福岡寅松、榎本吉太郎、小倉喜八、山口卯之助、山口卯之助、馬場甚吾

終戦後ボツダム宣言の受諾に伴い各種の法令が施行されていきました。が講和發効と同時にこれらのボツダム法令の大半は効力を失いました。公職追放令は本年四月二十一日廢止され、団体等規正令は破壞活

動防止法が七月二十一日公布施行されましたから同日をもつて廢止されました。従つて今までは団体等規正令による政治団体の届出を必要としていましたが、今後は届出をする必要がありません。